

介護予防・日常生活支援総合事業
第1号通所事業（通所型サービスA（緩和型））
重要事項説明書

あなた（利用者）に対するサービスの提供開始にあたり、当事業者があなたに説明すべき重要事項は、次のとおりです。

1. 事業者（法人）の概要

事業者（法人）の名称	医療法人 健康会
主たる事務所の所在地	〒571-0061 大阪府門真市朝日町21番3-100号
代表者（職名・氏名）	理事長 柏木 直樹
設 立 年 月 日	平成7年12月13日
電 話 番 号	072-885-8778

2. ご利用事業所の概要

ご利用事業所の名称	医療法人 健康会 デイサービスセンター友遊 萱島	
サ ー ビ ス の 種 類	第1号通所事業 （通所型サービスA（緩和型））	
事 業 所 の 所 在 地	〒571-0063 大阪府寝屋川市御幸東町39番12号	
電 話 番 号	072-826-2555	
指定年月日・事業所番号	令和5年1月1日指定	2770306542
実施単位・利用定員		通所型サービスA（緩和型）
		1日1単位・各6名
通常の事業の実施地域	寝屋川市	

3. 事業の目的と運営の方針

事業の目的	要支援状態にある利用者が、その有する能力に応じ、可能な限り居宅において自立した日常生活を営むことができるよう、生活の質の確保及び向上を図るとともに、安心して日常生活を過ごすことができるよう、利用者の意思及び人格を尊重し、利用者の立場に立った適切なサービスの提供を確保することを目的とします。
運営の方針	事業者は、利用者の心身の状況や家庭環境等を踏まえ、介護保険法その他関係法令及びこの契約の定めに基づき、関係する市町村や事業者、地域の保健・医療・福祉サービス等と綿密な連携を図りながら、要支援状態の軽減や悪化の防止、もしくは要介護状態となることの予防のため、適切なサービスの提供に努めます。

4. 提供するサービスの内容

第1号通所事業（通所型サービスA（緩和型））は、事業者が設置する事業所（デイサービスセンター）に通っていただき、入浴、排せつ、食事等の介護、生活等に関する相談及び助言、健康状態の確認やその他利用者に必要な日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の心身機能の維持を図るサービスです。

5. 営業日時

営 業 日	月曜日～土曜日とする。ただし1月1日から1月3日までを除く。
営 業 時 間	午前8時30分から午後5時30分までとする。
サービス提供時間	午前9時から午後4時30分までとする。

6. 事業所の職員体制

従業者の職種	勤務の形態・人数
管 理 者	常勤1人（機能訓練指導員と兼任）
生 活 相 談 員	5人（常勤2人、非常勤3人） ※介護職員と兼任
看 護 職 員	非常勤5人 ※機能訓練指導員と兼任
介 護 職 員	7人（常勤2人、非常勤5人）
機能訓練指導員	6人（常勤1人、非常勤5人） ※常勤は管理者と兼任 ※非常勤は看護職員と兼任

7. サービス提供の担当者

あなたへのサービス提供の担当職員（生活相談員）及びその管理責任者（管理者）は下記のとおりです。

サービス利用にあたって、ご不明な点やご要望などありましたら、何でもお申し出ください。

担当職員の氏名	生活相談員 新納 千亜紀 ・ 赤星 なおみ
管理責任者の氏名	管 理 者 木村 譲治

8. 利用料

(1) 基本利用料（別紙1）

あなたがサービスを利用した場合の「基本利用料」は別紙1のとおりであり、あなたからお支払いいただく「利用者負担金」は、原則として負担割合証に応じた基本利用料の1割、2割又は3割の額です。ただし、介護保険の支給限度額を超えてサービスを利用する場合、超えた額の全額をご負担いただきます。

(2) その他の費用

食 費	食事の提供を受けた場合、1回につき500円の食費をいただきます。
おやつ	おやつを提供を受けた場合、1回につき50円のおやつ代をいただきます。
飲料	飲料の提供を受けた場合、1杯につき50円若しくは70円をいただきます。
おむつ等代	おむつ等の提供を受けた場合、費用の実費をいただきます。
キャンセル代	利用予定日9:30迄に申し出がなかった場合、1回につき食事代の500円をいただきます。
そ の 他	上記以外の日常生活において通常必要となる経費であって、利用者負担が適当と認められるもの（利用者の希望によって提供する日常生活上必要な身の回り品など）について、費用の実費をいただきます。

(3) 支払い方法

① 利用料、利用者負担額（介護保険を適用する場合）、その他の費用の請求方法等	ア 利用料利用者負担額（介護保険を適用する場合）及びその他の費用の額はサービス提供ごとに計算し、利用月ごとの合計金額により請求いたします。 イ 上記に係る請求金額は、利用月の最終ご利用日に手帳等にてお知らせします。
② 利用料、利用者負担額（介護保険を適用する場合）、その他の費用の支払い方法等	ア サービス提供の都度お渡しするサービス提供記録の利用者控えと内容を照合のうえ、請求月の10日までに、下記のいずれかの方法によりお支払い下さい。 (ア) 現金支払い (イ) 事業者指定口座への振り込み イ お支払いの確認をしましたら、支払い方法の如何によらず、領収書をお渡しますので、必ず保管されますようお願いします。（医療費控除の還付請求の際に必要なことがあります。）

9. 業務継続計画の策定

感染症や非常災害の発生時に、利用者に事業を継続的に実施するために次の措置を講じます。

- (1) 業務継続計画を策定します。
- (2) 従業者に対する業務継続計画の周知、定期的な研修及び訓練を実施します。
- (3) 定期的な業務継続計画の見直し及び変更を行います。

10. 衛生管理等について

- (1) 従事者の清潔の保持及び健康状態の管理を行うとともに、事業所の設備及び備品等の衛生的な管理に努めます。
- (2) 事業所内で感染症が発生の予防及びまん延を防ぐため、次の対策を講じます。
 - ① 感染症対策を検討する委員会を六か月に一回以上開催し、その結果を周知します。
 - ② 感染症対策の指針を整備します。
 - ③ 従業者に対して定期的に研修及び訓練を実施します。

11. 緊急時における対応方法

サービス提供中に利用者の体調や容体の急変、その他の緊急事態が生じたときは、速やかに下記の主治医及び家族等へ連絡を行う等、必要な措置を講じます。

利用者の主治医	医療機関の名称 氏名 所在地 電話番号	
緊急連絡先 (家族等)	氏名（利用者との続柄） 電話番号	

12. 事故発生時の対応

サービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに利用者の家族、担当の地域包括支援センター及び門真市等へ連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

また、利用者に対するサービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行います。

なお、事業者は、下記の損害賠償保険に加入しています。

保険会社名	三井住友海上火災保険株式会社
保 険 名	福祉事業者総合賠償責任保険
補償の概要	福祉事業者が所有、使用または管理している各種の施設・設備・用具などの不備や業務活動上のミスが原因で第三者の身体障害や財物損壊等が生じ、被害者側との間に損害賠償問題が発生した場合等の賠償リスクをカバーする総合保険です。

13. 非常災害対策

事業者は、当事業所の所在する地域の環境及び利用者の特性に応じて、事象別の非常災害に関する具体的計画として災害時対応マニュアルを策定しております。

14. 苦情相談窓口

(1) サービス提供に関する苦情や相談は、当事業所の下記の窓口でお受けします。

事業所相談窓口	電話番号 072-826-2555 面接場所 当事業所の相談室
---------	------------------------------------

(2) サービス提供に関する苦情や相談は、下記の機関にも申し立てることができます。

苦情受付期間	守口市役所 (健康福祉部高齢介護課)	所在地 守口市京阪本通2丁目5番5号 (守口市役所3階北エリア) 電話番号 06-6992-1610 06-6992-1612 06-6992-1613 06-6992-4010 受付時間 午前9時～午後5時30分
	門真市 高齢福祉課	所在地 門真市中町1番1号 電話番号 06-6902-6176 受付時間 午前9時～午後5時30分
	寝屋川市福祉事務所 (高齢者介護室)	所在地 寝屋川市池田西町28番22号 電話番号 072-824-1181 受付時間 午前9時～午後5時30分
	大阪府国民健康保険団体連合会	所在地 大阪府中央区常盤町1丁目3番8号 中央大通F.Nビル内5階 電話番号 06-6949-5418 受付時間 午前9時～午後5時

15. 秘密の保持と個人情報の保護について

(1) 利用者及びその家族に関する秘密の保持について

- ① 事業者は、利用者の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」を遵守し、適切な取扱いに努めるものとします。
- ② 事業者及び従業者は、サービス提供をする上で知り得た利用者及びその家族の秘密を正当な理由なく、第三者に漏らしません。
- ③ また、秘密を保持する義務は、サービス提供契約が終了した後においても継続します。
- ④ 事業者は、従業者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者である期間及び従業者でなくなった後においても、その秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とします。

(2) 個人情報の保護について

- ① 事業者は、利用者から予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いません。また、利用者の家族の個人情報についても、予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等で利用者の家族の個人情報を用いません。
- ② 事業者は、利用者及びその家族に関する個人情報が含まれる記録物（紙によるものの他、電磁的記録を含む。）については、善良な管理者の注意をもって管理し、また処分の際にも第三者への漏洩を防止するものとします。
- ③ 事業者が管理する情報については、利用者の求めに応じてその内容を開示することとし、開示の結果、情報の訂正、追加又は削除を求められた場合は、遅滞なく調査を行い、

利用目的の達成に必要な範囲内で訂正等を行うものとします。（開示に際して複写料などが必要な場合は利用者の負担となります。）

16. 虐待の防止・身体拘束排除について

事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待・身体拘束の防止等のために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

- (1) 虐待・身体拘束防止に関する担当者は下記のとおりです。

虐待・身体拘束防止に関する担当者	木村 譲治
------------------	-------

- (2) 成年後見制度の利用を支援します。
- (3) 利用者及びその家族等からの苦情処理体制を整備しています。
- (4) 虐待防止対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果を従業者に周知します。
- (5) 虐待防止のための指針を整備します。
- (6) 虐待防止を啓発・普及するための研修を従業者に対して年 1 回実施しています。
- (7) 事業者は、サービス提供中に、従業者や利用者の家族等による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに門真市に通報します。

17. 心身の状況の把握

サービスの提供に当たっては、介護予防支援事業者等が開催するサービス担当者会議等を通じて、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めるものとします。

18. 介護予防支援事業者等との連携

- (1) サービスの提供にあたり、介護予防支援事業者等及び保健医療サービス又は福祉サービスの提供者と密接な連携に努めます。
- (2) サービス提供の開始に際し、この重要事項説明に基づき作成する「通所サービス計画」の写しを、利用者の同意を得た上で介護予防支援事業者等に速やかに送付します。サービスの内容が変更された場合又はサービス提供契約が終了した場合は、その内容を記した書面又はその写しを速やかに介護予防支援事業者に送付します。

19. サービス提供の記録

- (1) サービスの実施ごとに、そのサービスの提供日、内容等について記録を行い、サービス提供の終了時に利用者の確認を受けることとします。また利用者の確認を受けた後は、その控えを利用者に交付します。
- (2) 上記のサービス提供記録は、そのサービスの提供完結の日から 5 年間保存します。
- (3) 利用者は、事業者に対して、保存されるサービス提供記録の閲覧及び複写物の交付を請求することができます。

20. サービスの利用にあたっての留意事項

サービスのご利用にあたってご留意いただきたいことは、以下のとおりです。

- (1) サービスの利用中に気分が悪くなったときは、すぐに職員にお申し出ください。
- (2) 複数の利用者の方々が同時にサービスを利用するため、周りの方のご迷惑にならないようお願いいたします。
- (3) 体調や容体の急変などによりサービスを利用できなくなったときは、できる限り早めに担当の地域包括支援センター又は当事業所の担当者へご連絡ください。

(別紙) サービスの利用料、利用者負担額（介護保険を適用する場合）について
(1 割の場合)

	緩和 2 入浴 有り	緩和 2 入浴 無し	緩和 1 入浴 有り	緩和 1 入浴 無し
介護 保険	2469 単位/月	2169 単位/月	1257 単位/月	1103 単位/月
利用 者 負担	2603 円/月	2287 円/月	1325 円/月	1163 円/月

＊ (2 割の場合) 上記の利用者負担額の 2 倍

＊ (3 割の場合) 上記の利用者負担額の 3 倍